天 理 市 農 業 委 員 会　議 事 録

・日　　時　　　令和５年５月９日（火）午後２時00分～午後２時38分

・場　　所　　　天理市役所　５階　５３３Ａ会議室

・出席委員

　（農業委員）

１番　　田中　秀佶　　　　　　　　　２番　　欠員

３番　　中嶋喜代次　　　　　　　　　４番　　榎堀　秀樹

５番　　藪内　清光　　　　　　　　　６番　　藏本　純次

７番　　𠮷田　幸雄　　　　　　　　　８番　　川畑　　稔　　　　　　　　　９番　　龍見　喜朗　　　　　　　　　10番　 松井　義憲

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　山原　　修　　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏

前栽地区　　庄司　茂治　　　　　　井戸堂地区　　松本　和成

二階堂地区　　松本　淸一　　　　　朝和西部地区　　野田　潤一

朝和東部地区　　南浦　康男　　　　　　　柳本地区　　杉田　義正

　　櫟本地区　　奥出　善嗣　　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦

（事務局）

　局長　　奥田　　彰　 　　　　　　　係長　　德永　佳代

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第３号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第４号　　その他

　　　　　　　①市街化区域の専決処分について（報告）

　　　　　　　②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

事務局長（奥田彰）

委員の皆様、本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今より５月定例委員会を開催いたします。

　本日、農業委員は全員出席いただいておりますので、委員会は成立しております。

次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行をお願いいたします。

議長（松井義憲）

皆さん、こんにちは。この時期は田植えの準備で大変忙しい時期だと思います。すでに山間部では田植えが始まっているということで、そんな中、集まっていただきありがとうございます。

また、コロナもインフルエンザ並みに類型が５類になり、制限範囲が解除され、拡がってくると思います。経済の方も徐々に活性化してくるだろうと思います。

日本の経済の基本は農業にあるわけです。知事さんが変わられましたが、農業振興にも力を発揮してもらえるものと思っています。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、５月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

　ご同意いただきましたので、９番　龍見委員と、１番　田中委員にお願いしたいと思います。

議長（松井義憲）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」12件について説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の３ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番表記のとおりです。

２番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の３ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は２番表記のとおりです。

３番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転　贈与です。

場所の地図は、議案書の４ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

４番申請は、譲受人の農業経営規模拡大を事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の４ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は４番表記のとおりです。

５番申請は、公共事業の代替え地として提供を受けたことを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の５ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は５番表記のとおりです。

６番申請は、新規就農を事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の５ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は６番表記のとおりです。

新規就農ですので、４月21日に、松井会長と地区担当の田中委員、松本和成推進委員、事務局職員とで新規就農者ヒアリングを行いましたのでご報告いたします。

譲受人は、76歳で定年退職後に母から農業を教えてもらい、その後ニンニクの有機栽培をメインとした野菜作りで道の駅等に卸していきたいと考え、申請したということです。

営農計画によると、申請地は自宅から徒歩で５分程度。ニンニクを作付けします。農業従事予定日数は、150日。兄弟にも手伝ってもらいます。小型の耕運機と軽ト

ラックは購入予定。地元の合場町に農家として少しずつ貢献できるようになっていければと考えているとのことです。

面接を務められた田中委員からは、ニンニクの栽培に豊富な知識を活かしていいも

のを作ってください。また、松井会長からは「農地の管理も大変ですが頑張ってください」と述べられました。

７番申請は、譲渡人が遠方で耕作できないことを事由とする所有権移転　贈与です。

場所の地図は、議案書の６ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は７番表記のとおりです。

８番申請は、親子間での農地の権利移譲を事由とする所有権移転　贈与です。

場所の地図は、議案書の７ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は８番表記のとおりです。

９番申請は、譲渡人が高齢で耕作できないことを事由とする所有権移転　贈与です。

場所の地図は、議案書の７ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は９番表記のとおりです。

10番・11番は同時申請で、交換を事由とする所有権移転です。

場所の地図は、ともに議案書の７ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は10番と11番表記のとおり

です。

12番申請は、譲受人の農業経営拡大を事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の８ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は12番表記のとおりです。

以上、12件の申請は、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第２号　農地法第５条に関する許可申請２件について説明させていただきます。

議案書９ページをご参照願います。申請につきまして、令和５年４月24日に、藪内

委員と共に農地現地調査を行いました。

資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請は、太陽光発電設備を転用目的とする所有権移転　売買です。

申請者及び申請地は１番表記のとおりで、転用理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、ＪＲ長柄駅からおおむね300ｍに存する農地の第３種農地で、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、転用に問題ないと考えます。

２番申請は、太陽光発電設備を転用目的とする所有権移転　売買です。

申請者及び申請地は２番表記のとおりで、転用理由、利用計画は資料番号２のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、ＪＲ長柄駅から宅地化率で算出する第２種農地で、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、転用に問題ないと考えます。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農地法第５条に関する許可申請について、申請内容のとおり県へ進達

いたします。

次に、議案第３号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第３号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画５件について説明いたします。議案書10ページをご覧ください。

１件目と２件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田、農業用施設用地として利用する使用貸借で、新規集積となります。

３件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。

４件目と５件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、農業用施設用地として利用する使用貸借で、新規集積となります。以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

次に、議案第４号　その他①　４月分「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第４号　その他①　４月分の市街化区域転用の届出についてご報告いたします。

資料番号３をご参照ください。

令和５年４月の市街化区域 転用届出といたしまして、４条届出は、青空駐車場２件、青空資材置場２件の合計４件で2,571㎡でした。

５条届出は、青空ガレージ・資材置場他合計12件で8,999.22㎡でした。

市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、報告のありました「４月分市街化区域の専決処分について」何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

　次に、議案第４号　その他②「生産緑地地区の取得の斡旋依頼について」事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第４号　その他②　生産緑地地区の取得の斡旋依頼についてご説明させていただきます。前月に続きまして、天理市より農業委員会に生産緑地農地の取得の斡旋依頼がまいりました。クリップ止めの資料が４件11筆の買取り申出ととなっております。それぞれ農地の所在地等と場所の地図をつけておりますので、ご確認ください。

買取り希望される方がおられましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

なお、回答期限の都合上、５月22日（月）までに農業委員会事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。買取り希望がない場合は連絡不要とさせていただきます。以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま報告のありました、生産緑地地区の取得の斡旋について、何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、買取り申し出の希望があるようでございましたら、令和５年５月22日ま

でに農業委員会事務局に申し出てください。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田彰）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・農業委員会委員の応募状況【中間報告】について

　・募集締切り後のスケジュールについて

　・令和４年度農業委員・推進委員への成果活動報酬について

議長（松井義憲）

それではこれをもちまして５月の定例委員会を閉会させていただきます。

本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ５年　５月　10日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員